

議案第43号

墨田区長の給料の特例に関する条例

上記の議案を提出する。

平成24年3月29日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区長の給料の特例に関する条例

墨田区長等の給料等に関する条例（昭和22年墨田区条例第7号）別表1の規定にかかわらず、墨田区長の給料の月額、同表に規定する給料の月額からその100分の20に相当する額を減じて得た額とする。ただし、墨田区長等の給料等に関する条例第4条第1項の規定の適用については、この限りでない。

付 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、平成24年4月30日限り、その効力を失う。

（提案理由）

都市計画図の誤記に係る損害賠償請求事件において区の賠償責任が確定したことを踏まえ、区長の給料月額を減額する。